

# 特記仕様書

# 工事特記仕様書

1. この仕様書は当該工事にのみ適用し、定めのない事項については三重県公共工事共通仕様書(以下「公共共仕」という)によらなければならぬ。

## 2. 設計図書の照査

2-1 受注者は、契約後すみやかに本市が交付した工事図書の照査を行い、その結果を監督員に報告すること。

## 3. 施工計画書

3-1 受注者は、「公共共仕」によるほか、下記の事項に留意して計画をたてること。

- (1) 施工方法の決定にあたっては、工事の安全かつ円滑な施工の確保と公害防止に留意する。
- (2) 施工計画を定めるにあたっては、施工現場の地質状況及び現場の施工環境に留意すること。
- (3) 施工計画書は契約後14日以内に監督員に提出しなければならない。

3-2 受注者は、監督員に提出した施工計画書に従つて工事を施工すること。

3-3 施工計画の内容について監督員が「再検討」を指示した場合は、その内容について再度検討のうえすみやかに再提出すること。

3-4 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。

## 4. 工程表

4-1 施工計画書に従い工程表を提出すること。なお、工程表はネットワークかバーチャートとする。

4-2 完成検査、出来高検査、中間検査、段階確認、材料確認等の計画をたて明記すること。

4-3 週間工程表を提出すること(監督員の指示による)。

## 5. 排水処理

- 5-1 工事に伴い発生する排水については、公共用水域等の水質汚濁を防止し周囲の環境に配慮するため、関連法規を遵守し、適切な対策を受注者の責任において講じなければならない。

- 5-2 排水計画については、処理方法、排水経路を施工計画書に明示し、事前に監督員の承諾を得るものとし、地元自治会とも充分協議をすること

## 6. 現場管理一般

### 6-1 保安

- (1) 必要に応じ適当なフェンス、門扉等を設け、関係者以外の者が容易に立ち入りできない措置を講ずるものとする。
- (2) 工事施工中の現場管理、安全管理についてには、本特記仕様書各条項に定めるものを除き、あえて監督員の指示承諾を求めるまでもなく、請負者にて自発的な措置を図り、責任をもつて事故を未然に防ぐこと。
- (3) 特に、関係車両の交通安全対策については、遺漏のないよう執り図ること。

### 6-2 広報等

- (1) 工事を円滑、効率的に実施するため、受注者は工事着工前(は勿論のこと)工事中ににおいても、必要に応じて工事内容等を地元住民および通行者に周知せしめるとともに、協力を得るために必要な対策を講じること。
- (2) 工事箇所の周辺住民に対しては、特に親切を旨として十分強調し、信頼関係を保ちながら工事を進めること。
- (3) 必要に応じて、当工区の工事説明用回覧板を作成すること。

### 6-3 職員の駐在

- (1) 受注者は、工事施工中の作業時間外といえども、非常時の連絡処理ならびに工事現場の警戒取り締まりを行うこと。
- (2) 異常気象時は、災害防止のため、休日といえども必要に応じ労務者を常駐させなければならない。

## 7. 損害補償

- 7-1 民有地等を使用する場合の土地借り上げ補償などは、全て受注者の負担と責任において行うものとする。

- 7-2 工事の影響により損害が発生すると考えられる周辺物件、井戸等については、受注者で事前に調査を行うこと。

7-3 受注者は、工事完了後周辺物件、井戸等に損害が発生していないいか、確認を行うこと。

#### 8. 竣工時の提出書類

8-1 受注者は、工事完了後速やかに「公共共仕」に規定する書類の他、監督員が必要と指示する書類を提出すること。

8-2 工事写真については、基本的に電子納品とする。ただし、電子納品が困難な場合は、監督員と協議し承諾を得ること。

#### 9. 検査

9-1 受注者は、現場の基準点を明確にし、検査に必要な器具、機械を準備すること。

9-2 受注者は、検査を迅速に行えるよう人員を配置し、手際よく行動すること。

#### 10. 環境対策

10-1 各種受注作業を実施されるにあたっては、電気、水、軽油類の節約など省エネ、省資源に努めること。

10-2 公共土木工事などの受注作業を実施するにあたっては、環境に配慮すること。

10-3 バックホウ・振動ローラ等の重機械類については、排出ガス対策型のものを使用すること。

10-4 環境汚染につながる緊急事態がおこった場合に対応できる体制及び資材を施工計画に明記し、整えること。

10-5 提出書類については、可能な限り両面コピーとすること。

10-6 汎用性の高い製品（県型側溝・歩車道境界ブロック等）は、リサイクル製品（三重県の認定品に限る）を使用すること。

10-7 廃棄物については、分別ボックスや場所を設けるなどして適切に分別・整理し、適切に処理すること。

## 11. 舗装の切断作業時に発生する濁水の処理

- 11-1 受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物(汚泥)として処理しなければならない。
- 11-2 受注者は、濁水が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

11-3 濁水の処理に關し、排水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。

11-4 受注者は、濁水の処分に關し、処理状況(収集・運搬・処分)を明確に把握できる写真管理を行うこと。

11-5 受注者は、濁水が生じない工法(空冷式等)を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処分を実施することとし、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

## 12. その他

- 12-1 他工事との調整は監督員及び関係施行者と協議のうえ、工程調整を行うこと。
- 12-2 工事施工に先立ち、道路占用許可申請書、道路交通障害報告書、道路使用申請書等を速やかに監督員又は、関係機関へ提出すること。
- 12-3 受注者の責任により生じた数量、工事費の増加に伴う設計変更是認めない。
- 12-4 毎月末の履行状況を所定の様式に基づき作成し、毎月25日までに監督員に提出しなければならない。
- 12-5 「龜山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-6 地域のゴミ集積所の位置を確認し、収集作業に配慮すること。
- 12-7 石綿管処理が必要となつた場合、石綿障害予防規則及び廃棄物処理法等の関係法令に基づき行うこと。

12-8 1日の作業時間が午後5時を越えると予想される場合は、午後4時までに監督員にその旨を連絡すること。また、作業が終了次第、監督員に作業終了確認の連絡をすること。

12-9 農地を一時的に作業ヤード、現場事務所、資材置場、又は仮駐車場として利用する場合は、農地の一時転用など適切な対応を行うこと。

12-10 As,Co 塊、土砂等の処理に伴う運搬業務について、下請を行う場合、部分下請負通知書に記載すること。

12-11 設計図書の変更(共仕第1編1-1-17)において、設計図書の訂正又は変更は発注者が自ら行うものと規定されているが、設計変更の一層の円滑化を図る観点から下記のとおり当該工事にて試行的に運用を行う。

(1) 受注者による設計図書の変更対応について

1)請負者は工事の施工に際し、契約書第18条に基づき工事の施工条件が設計図書と不整合が生じた場合(現地不一致、沿道地域からの変更要望等)は監督員に必要資料を添えて確認を求めるものであるが、その対応策等について監督員は受注者に検討することを協議・指示できるものとする。また、上記以外の事項についても受注者にて検討することを協議できるものとする。なお、請負者が上記検討を実施する場合の費用については、契約変更の対象とする。

2)契約書第19条に基づき発注者が設計図書を変更する場合、設計図書作成に必要な資料(図面・数量計算書等)の作成について監督員は受注者に作成を協議・指示できるものとする。なお、受注者が上記資料を作成する場合の費用について、契約変更の対象とする。

(2) 上記(1)に伴い、当該工事においては次のとおり費用を計上するものとする。

図面等の種類	単位	数 量	
		係数(a)	係数(b)
平 面 図	枚		係數(c)
縦 断 図	枚		
平 面 及 び 縦 断 図	枚		
横 断 図	枚		
標 準 横 断 図	枚		
一 般 構 造 物 図	枚		
小 構 造 物 図	枚		
各 種 工 法 図・展 開 図	枚		
数 量 計 算 書	枚		
設 計 計 算 書	枚		

用語の定義(は次のとおりとする。

係數(a)…修正程度小(50%程度未満)のもの  
係數(b)…修正程度大(50%程度以上)のもの  
係數(c)…新規図面とする場合

なお図面タイトル、誤字修正、変更にて削除する図面、その他微少修正は費用の対象とはしない。  
また、本来見え消し修正可能なものを新規図面とする場合、係數(c)は適用せず、係數(a)又は(b)を適用するものとする。

(3) 作成した資料(図面・数量計算書等)は電子データにて監督員に提出するものとする。

(4) 試行的に運用を行うため、当市の行う調査(アンケート等)について、協力をを行うこと。

- 12-12 工事中には散水等により防塵対策を行ないながら施工すること。
- 12-13 埋戻材(路体盛土・路床盛土)の材料は、一部購入土の使用を想定しているが、現在他機関と公共工事間の残土流用に関する調整を進めており、購入土の全部又は一部を変更する場合がある。
- 12-14 道路盛土材として流用予定の長田池浚渫土は、以下を参考に安定処理を施工すること。  
道路盛土材 → 固化剤添加量 150kg/m<sup>3</sup>(推定値、安定処理)、改良強度(コーン指数) 400KN/m<sup>2</sup> 以上  
上記、当該数値は推定値であり、施工前に使用する盛土材料とセメント系固化剤の配合試験を実施して、必要な改良強度を満足する固化材添加量試験結果を速やかに監督員へ報告すること。試験結果により固化材添加量が変化する場合は、設計変更の対象とする。なお、施工時においても改良土盛土材の強度確認を一軸圧縮試験で行なわなければならない。
- 12-15 摊壁構造物の施工にあたっては、基礎部の軟弱土層を改良し極限支持力を確保すること。  
T型ブロック積擁壁工(R側)  
→ 必要極限支持力 46.39～197.34KN/m<sup>2</sup> 以上(固化材添加量 150kg/m<sup>3</sup>【推定値】)  
T型ブロック積擁壁工(L側)  
→ 必要極限支持力 159.37～180.23KN/m<sup>2</sup> 以上(固化材添加量 150kg/m<sup>3</sup>【推定値】)  
上記について、極限支持力の確保に必要な固化材の添加量が変化する場合は、設計変更の対象とする。
- 12-16 工事車両の移動時等の対策として指定仮設の敷鉄板を計上し、擁壁基盤付近の作業にあたることとするとが、施工時に計画基面の状況を監督員と確認し、協議により仮設規模の全部又は一部を変更する場合がある。
- 12-17 取水施設工のうち「柵工」は、形状などの構造について水利組合と協議中であるため、形状を変更する場合がある。
- 12-18 本工事においては、一時的に暫定排水となることから、排水対策には十分な配慮を行なうこと。

- 12-19 有効利用できる伐採木については、木材資源の再利用・再生活動に積極的に取り組み、自然環境に配慮すること。
- 12-20 工事用道路として通行する未供用区間施設(No. 31～No. 46付近)を適切に使用すること。工事完了までに汚損させた場合は請負者の責において修復を行なうこと。
- 12-21 「龜山市公共建築物等木材利用方針(平成23年4月1日)」第5の1に基づき、間伐材及び木製品を積極的に利用すること。
- 12-22 請負者は、契約後、野村布気線関連工事請負者及び発注者が組織する「野村布気線安全協議会」へ速やかに加盟し安全管理に努めること。
- 12-23 他工事との工程調整及び安全管理は、野村布気線安全協議会に基づいて月一回以上設置し、監督員及び関係施工者と協議の上行なうこと。
- 【他工事】
- ・野村布気線排水路改良工事 H29.3月～H29.9月末日予定
  - ・野村布気線道路改良工事(その1) H29.8月～H30.3月上旬予定
  - ・野村布気線道路改良工事(その2)【仮名】H29.9月～H30.3月上旬予定
- なお、交通安全施設の配置は、上記野村布気線安全協議会にて調整を行なった上で、監督員と協議し決定する。
- 12-24 T型ブロック積擁壁工の設計積算は、ハイティウォール相当品を参考として積算している。従って、ハイティウォール相当品以外を使用する場合は、使用材料調書に各種計算書(材料調書・安定制図等)・詳細図面(平面図:1/100、構造図:1/100、材料部材図等:1/20～1/100を標準とする。)を添付の上、事前に監督員と協議しなければならない。  
また、上記T型ブロック積擁壁工の設計積算は提案のT型ブロック積擁壁工と当初契約のT型ブロック積擁壁工を比較し安価な物とする。
- 12-25 改良土の施工管理方法・品質管理方法、固化材の管理方法・飛散防止処置方法等は監督員と十分に協議を行い、改良土施工計画書を作成し提出すること。
- 固化材の管理：仕様書通りの固化材が使用されているか確認するため、納入量、使用量、添加量の管理办法(混合時に材料を均一に混ぜる方法)

- 12-26 混合材の埋め戻しについては、固化材混合後速やかに埋め戻し及び締固めを行なわなければならぬ。また、混合後の仮置きは6時間以内とし、それ以上の仮置き期間が発生することが予想される場合は仮置き期間を考慮した室内配合試験を行なわなければならぬ。
- 12-27 本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記工種について六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を速やかに監督員へ報告しなければならない。  
なお、試験方法はセメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領(国土交通省)に基づき事前の調査を十分に行い、安全かつ適切な施工を行なわなければならない。  
また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督員と協議を行なうこと。

対象工種:T型ブロック積擁壁工 配合設計段階の1検体(ため池浚渫土・擁壁工基礎部掘削土)

- 12-28 ため池区間での施工であるため、施工前及び施工後に水質変化が生じていないか調査を行なうこと。(調査費計上あり)

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり	<input type="checkbox"/> 調整項目 ( <input type="checkbox"/> 資材等の充用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 (野村市角氣線排水路整備工事・野村市角氣線道路改良工事 (その1) ) 【仮名】野村市角氣線道路改良工事 (その2) との調整
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限する工種名 (市道の一般交通に影響を与える施工) 施工方法 (工期は、盤越手続しが完了後 委約の日から ( ) 日間に変更します。 協議が必要な機関名 (三重県鈴鹿建設事務所) 占用物件名 (□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他 ( )) その他 ( )
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 处理箇所 ( <input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (□ 平成 年 月頃 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (□ 公有地 □ 民有地 <input type="checkbox"/> 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
公害対策関係	<input type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input type="checkbox"/> 制限項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法等 ( <input type="checkbox"/> 指定工法名 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ( ) <input type="checkbox"/> 調査項目 ( <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前調査 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法 ( <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 調査費 ( <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> 别途協議) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 ( <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 别途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (交通誘導警備員 名以上配置 うち 人以上配置 ) (注: 配置人員数の変更は原則行わないものとする。)
	<input type="checkbox"/> 半業射失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 施工時間の制限 <input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 ( <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> フラス <input type="checkbox"/> その他 ( ) ・制限を受ける工種 ( ) ・制限内容 ( ) ・安全防護施設等の配置 ( <input type="checkbox"/> 别途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ○保安装置の配置 ( <input type="checkbox"/> 别途図面 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ○イメージアップの内容 (率分) ( ) ○イメージアップの内容 (質上) ( ) ○その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 上砂崩落・差破作業に対する防護施設等に指定あり	
	<input type="checkbox"/> イメージアップ経費適用工事	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
明示事項に変更が生じた場合及び別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（輸入路）の使用制限あり <input checked="" type="checkbox"/> 反設道路の設置条件あり  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 線路及び使用期間の制限内容（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 安全施設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
反設備関係	<input type="checkbox"/> 反設備の設置条件あり  <input type="checkbox"/> 反設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 継続期間及び借地条件（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 転用あり（ ） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 施工方法（ 別添強度計算資料参照 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分） <input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用） <input type="checkbox"/> 残土処分（ その他 ） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input type="checkbox"/> 残土処分地（□ 別添図等） <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（□ 垣土整地） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（□ コンクリート・アスベスト等） <input type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（□ 連搬距離（L= km）） <p>【注：その他の項目（□）については、処分地を指定しなければならない場合にのみ記入のこと】</p> <input type="checkbox"/> 処分地での処理費（□ 計上あり（□ 处理料 □ 坪土整地 □ 崩壊土 □ その他（ ）） <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（マニフェスト提出 <input type="checkbox"/> 篠袋切削時の排水処理 <input type="checkbox"/> アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断断面に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な危険物情報（成分や形状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> 提出書類あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり  <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 支障物件名（□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 <input type="checkbox"/> 移設時期（ ） <input type="checkbox"/> 防護（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たつて制約を受けれる事となるので明示する。  
明示事項には、変更が生じた場合及び明示されていなければ別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及 び内 容
排水工（漏水処理を含む）関係	<input type="checkbox"/> 露水、湧水等の排水に際し、制限があり <input type="checkbox"/> 水質調査等必要あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 項目及び基準値（ ） <input type="checkbox"/> 調査項目（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 調出装置あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 工法区分（ ）、注入量（ ）、その他（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ）、注入量（ ）、材料関係（ ） <input type="checkbox"/> 工法關係（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 六缶クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の適用について <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（ ） <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の品名：仕様書のとおり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 認定製品の品名： <input type="checkbox"/> 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の工事用機材の保管及び仮置きの必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ）その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）保管場所（ ）その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> 時期（平成 年 月 日）その他（ ） <input type="checkbox"/> 連搬方法（ <input type="checkbox"/> 計算者で運搬 <input type="checkbox"/> 計算者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ）運搬距離（ 1=3km ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ）期間（ ）その他（ ） <input type="checkbox"/> 品名（ ）数量（ ）引渡場所（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 連搬方法（ <input type="checkbox"/> 計算者で運搬 <input type="checkbox"/> 計算者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 数量（ ）運搬距離（ 1=3km ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改訂を行った内容も含む（ ）） <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案）」 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。  
 明示事項に変更が生じた場合は、甲（発注者）と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。  
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## 特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があつた場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「备注上記」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 工事完成図書（試行）	<input type="checkbox"/> 工事写真是電子納品とする。電子媒体の提出箇数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 1部）とする。 <input type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分についてはこの限りでない。電子媒体の提出部数は、（ <input type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 1部）とする。 <input type="checkbox"/> 危機子納品の取扱いは、「三重県CAIS電子納品選用マニュアル（案）」によるものとする。なお、「試行」とは、「正式な成果物は電子納品し、並行して電子納品を試行的に実施するものである。」
産業廃棄物		<input type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定められた様式にて産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の着工者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。 <input type="checkbox"/> また、設計図面を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム		<input type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、再生システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の取引方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置
工事実態調査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 三重県公共工事等暴力的等排除措置要綱第2条第1項第10号を受けた場合は、暴力的等暴力的等排除措置要綱第2条第1項第10号を受ける場合に於いて、(1)受注者は暴力的員等（三重県公共工事等暴力的等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入がある場合は、速やかに警察に通報を行うこと。 (2)(1)により警察に通報を行った場合には、速やかに着工者に報告すること。 (3)受注者は暴力的員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、着工者と協議を行うこと。
		<input type="checkbox"/> 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

(建設リサイクル法に関する条件明示等)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ((平成 12 年法律第 104 号) 以下「建設リサイクル法」という。) に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

① 分別解体等の方法

※ 「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※)
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他 (取壊し工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）少なくとも以下の事項について説明する。
- ・解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3-1、3-2（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当室長等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。
- （1）解体工事に要する費用
  - （2）再資源化等に要する費用
  - （3）分別解体の方法
  - （4）再資源化等をする施設の名称及び所在地